

特定社債保証制度 (私募債)

- ▶ 一定の基準を満たすお客様(法人)の発行する社債(私募債)について、**金融機関と信用保証協会が共同保証人**となる**保証制度**です。
- ▶ 社債の発行により、**長期・安定的な事業資金の調達が可能**となります。
- ▶ 株式上場している企業の多くは、上場する前段階で社債を発行しており、社債発行は**次のステージへのステップアップ**となります。



ご利用の
メリット

メリット
6

信用保証料を通常より
0.1%引下げ!

(令和7年3月31日まで)

メリット
5

連帯保証人は不要!

メリット
4

2億5千万円まで無担保で発行!

メリット
3

長期の安定した資金調達が可能!

メリット
2

企業としての信用力向上!

メリット
1

株式上場に向けての第一歩!



イメージキャラクター
ひばり先輩

詳しくは、裏面をご参照ください▶

あなたのチャレンジを応援します!
-企業とともに未来へ-

茨城県信用保証協会

ホームページは
こちら



LINEは
こちら



本店営業部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号
◆保証課 審査第1グループ ☎029-224-7826
◆保証課 審査第2グループ ☎029-224-7812

土浦支店

〒300-0043
土浦市中央二丁目2番28号
◆保証課 審査第1グループ ☎029-826-7812
◆保証課 審査第2グループ ☎029-826-7826

経営支援部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階
◆経営支援課 事業再生グループ ☎029-224-7813
◆経営支援課 経営改善グループ ☎029-224-7858
◆経営支援課 経営アシストグループ ☎029-224-7852
◆創業支援課 ☎029-224-7865

※融資に関しましては、審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

令和6年4月発行

特定社債保証制度(私募債)の概要

《適債基準》

下記の基準(1)~(3)について、①の要件を満たす中小企業で、
②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たすことを要します。

項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件
① 純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	必須条件
② 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	②または③の どちらかを充足
③ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	
④ 使用総資本 事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	④または⑤の どちらかを充足
⑤ インタレスト・ カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	

《保証の要件》

保証対象	適債基準(1)~(3)のいずれかに該当する中小企業者 中小企業信用保険法に定める中小企業者で「会社」に限る
発行額	一回の最低発行額 3,000万円/最高発行限度額 5億6,000万円 ^{※1} 当協会の保証金額は発行額の8割 ^{※2}
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	2年以上7年以内
担保	原則、保証金額2億円(発行額2億5,000万円)を超える場合は必要
連帯保証人	不要
信用保証料率	年0.35%~1.80%(弾力化対象) 通常の保証料率より0.1%引下げとなります。
取扱金融機関	当協会と覚書を締結した金融機関に限る



イメージキャラクター
びよこ

※1… 寄贈型特定社債保証制度と合算で発行限度額は5億6,000万円の取扱いとなります。

※2… 特定社債保証・寄贈型特定社債保証以外の保証分(経営安定関連保証及び危機関連保証に係る保証等を除く)と合算して5億円までとなります。

《信用保証料》

(単位 年率%)

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
通常の 信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
			0.1%引下げ						
本制度の 信用保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%